

国土審議会 第9回特殊土壌地帯対策分科会

令和3年11月5日

【呉地方振興課長】 これから、国土審議会第9回特殊土壌地帯対策分科会を始めさせていただきますと思います。

国土審議会特殊土壌地帯対策分科会の委員及び特別委員総数9名のうち、定足数である半数以上の御出席をいただきましたので、ただいまから開催させていただきます。

私は、当分科会の事務局を担当しております、国土交通省国土政策局地方振興課長の呉でございます。議事に入るまでの間、司会を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今回、新型コロナウイルス感染症対策のために、ウェブ形式での開催とさせていただきました。そこで、御参加の委員の皆様方にはお願いでございます。ウェブのマイクにつきましては、通常はオフに、発言される際にオンにさせていただくようお願いいたします。画像カメラにつきましては、通常オン、オフどちらでも構いませんが、発言される際にはオンにさせていただくようお願いいたします。また、御発言の際には、恐縮ですがお名前をおっしゃってから御発言をいただき、御発言の最後には「以上です」とお声がけいただきますと大変ありがたいと思います。御面倒をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の冒頭につき、本日の会議の公開と、国土審議会に関する手続につきまして申し述べさせていただきます。国土審議会特殊土壌地帯対策分科会運営規則第4条第1項の規定により、会議は原則として公開することとされております。したがって、本日の分科会でも、会議、議事録ともに原則公開することとしておりますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

本分科会は、国土審議会令附則第2条の規定により、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法により属させられた事項を処理するものであり、本法第5条の規定により、特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する重要事項を調査・審議し、関係行政機関の長等に対して意見を申し出ることができます。また、本法第3条の規定により、本法の主務大臣である国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、特殊土壌地帯対策事業計画を定めることとされております。このため、これまで本分科会に

おきましては、本法の期限が切れる時期に、対策の継続の是非などについて審議し、本法の主務大臣に対して意見を申し出るとともに、その翌年度には、法の延長に伴い、改めて設定をする特殊土壌地帯対策事業計画について審議をしてきました。今般、本法につきまして、本年度末で期限切れとなりますので、本日は本分科会として、対策の継続の是非などに関する御意見をいただきたいと考えております。

次に、今回の分科会は、平成30年2月以来の開催となりますこと、また、委員及び特別委員の交代などありましたことから、ここで改めて構成委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、田村圭子委員でございます。よろしくお願いいたします。

【田村委員】 新潟大の田村でございます。よろしくお願いいたします。危機管理の専門となっております。

【呉地方振興課長】 ありがとうございます。

次、渡邊紹裕委員でございます。

【渡邊委員】 熊本大学特任教授の渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【呉地方振興課長】 ありがとうございます。

次に、石川芳治特別委員でございます。

【石川特別委員】 石川芳治です。砂防とか治山の専門でございます。よろしくお願いいたします。

【呉地方振興課長】 ありがとうございます。

次に、作野広和特別委員でございます。

【作野特別委員】 島根大学教育学部の人文地理学を担当しております作野と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【呉地方振興課長】 ありがとうございます。

次に、中西茂特別委員でございます。

【中西特別委員】 鹿児島県鹿屋市長の中西でございます。市町村を代表して出席をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

【呉地方振興課長】 ありがとうございます。

次に、平舘俊太郎特別委員でございます。

【平舘特別委員】 九州大学大学院農学研究院の平舘俊太郎と申します。専門は土壌学

です。どうぞよろしくお願いいたします。

【呉地方振興課長】 ありがとうございます。

次に、宮本旬子特別委員でございます。

【宮本特別委員】 鹿児島大学の宮本と申します。専門は植物学です。よろしくお願いいたします。

【呉地方振興課長】 ありがとうございます。

次に、弓削こずえ特別委員でございます。

【弓削特別委員】 佐賀大学農学部の弓削と申します。農業水利と農村環境を専門に研究しております。よろしくお願いいたします。

【呉地方振興課長】 ありがとうございます。

なお、濱田特別委員は本日、御都合により御欠席との連絡をいただいております。

次に、国土交通省の出席者を御紹介いたします。

青柳国土政策局長でございます。

【青柳国土政策局長】 青柳でございます。よろしくお願いいたします。

【呉地方振興課長】 吉田大臣官房審議官でございます。

【吉田大臣官房審議官】 吉田です。よろしくお願いいたします。

【呉地方振興課長】 笹原国土政策局総務課長でございます。

【笹原総務課長】 よろしくお願ひします。

【呉地方振興課長】 草野水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長でございます。

【草野砂防計画課長】 草野です。よろしくお願いいたします。

【呉地方振興課長】 さらに、本分科会の庶務協力といたしまして、農林水産省からも御出席いただいておりますので、紹介をさせていただきます。

牧元農村振興局長でございます。

【牧元農村振興局長】 牧元でございます。よろしくお願いいたします。

【呉地方振興課長】 山口農村振興局農村政策部長でございます。

【山口農村政策部長】 山口と申します。よろしくお願いいたします。

【呉地方振興課長】 富田農村振興局農村政策部地域振興課長でございます。

【富田地域振興課長】 富田でございます。よろしくお願ひします。

【呉地方振興課長】 それでは、ここで、青柳国土政策局長より御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

【青柳国土政策局長】 おはようございます。国土政策局長の青柳でございます。

国土審議会第9回特殊土壤地帯対策分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、委員、特別委員の先生方には、御多忙の中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より国土交通省の施策の推進に御指導、御協力をいただいていることに対しましても、厚く御礼を申し上げます。

特殊土壤地帯対策は、御案内のとおり、昭和27年に特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法、これが制定されて以来、法律に基づく事業計画に沿って、災害防除、それから農地改良に関する様々な対策が進められてきたところでございます。臨時措置法が来年3月に期限を迎えますけれども、近年、気候変動の影響によって、台風や前線による雨のみならず、局所的な集中豪雨が発生して、災害が激甚化、頻発化しているところでございます。今年の7月、8月の大雨で、全国各地で災害が発生しまして、特殊土壤地帯においても水害や土砂災害の発生が続いているなど、特殊土壤地帯、引き続き対応すべき課題が見受けられるところでございます。

このような状況の中で、本日は、今後の特殊土壤地帯対策の在り方について御審議をいただく予定にしておりますので、忌憚のない御意見をいただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

【呉地方振興課長】 ありがとうございます。

続きまして、特殊土壤地帯対策の取りまとめ窓口であります農林水産省、牧元農村振興局長から御挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【牧元農村振興局長】 農林水産省農村振興局長の牧元でございます。

まず、委員の先生方におかれましては、農林水産行政、とりわけ特殊土壤地帯対策につきまして日頃より御指導を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

特殊土壤地帯でございますけれども、農業の観点で申し上げますと、その土壤の自然的な特性からいたしまして、まだまだ生産性が他の地帯と比較して低いというような実情があるところでございます。このため、特殊土壤地帯の保全、農業生産力の向上を図るためには、引き続き特殊土壤地帯対策を講じていく必要があると考えているところでございます。

このような中、先ほど青柳局長の御挨拶にもございましたように、近年、台風の来襲、また集中豪雨が多く発生をしております、本年7月には、梅雨前線によりまして鹿児島県等に土砂崩れ、また住宅の浸水が発生するなど、災害が後を絶たないというような状況にあるところでございます。

本日は、今後の特殊土壌地帯対策の在り方について御審議をいただくということでございまして、委員の先生方の御指導をお願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

【呉地方振興課長】      ありがとうございました。

次に、分科会長の選任について御報告いたします。

分科会長は、国土審議会令第2条第4項の規定により、当該分科会に属する委員のうちから、委員及び特別委員が選挙することになっております。このため、事前に委員及び特別委員の皆様にお諮りをした結果、渡邊委員に分科会長をお願いすることとなりましたことを御報告いたします。

次に、議事に入ります前に、事前に送付をさせていただきました資料の確認をいたします。議事次第のほか、資料が1から3まで及び参考資料となっております。これらの資料は、説明の際には、必要な箇所をモニターにも併せて掲示をさせていただきます。

それでは、以後の議事を渡邊分科会長へお願いしたいと思います。

渡邊分科会長、どうぞよろしく願いいたします。

【渡邊分科会長】      かしこまりました。

渡邊でございます。このたび、皆様の御選任により、この分科会長を務めさせていただきましたことになりました。どうぞよろしく願いいたします。

先ほどお話ししましたが、私は農村地域を中心に、地域の水・土地管理、そしてそれらの地域環境に及ぼす影響などを長く研究してまいりました。ここでは、不慣れではありますが、委員の皆様からよい御意見がいただけるように進行を務めたいと思いますので、どうぞよろしく願いします。

開会に当たって、少し振り返ってみますと、やはり最近、温暖化に伴う気候変動と考えられる極端現象が頻発し、程度も増大し、被害も激甚化するというような傾向になっていると思います。そういうようなことにおいては、やはり脆弱なところに影響がまず一番に出て、また、そういうところに生活の基盤を持ってらっしゃる方に一番に影響が出てくるということかと思えます。

一方、少し事前に対応しておけば、かなりその影響の程度は抑えられることもありますし、何か起こったときでも、状況をよく把握した上で対応することによって、早い復旧ができるというようなこともあろうかと思えます。そういうような枠組み、フレームの中で、ここで対象とする特殊土壌についてどうするかということが、この分科会の役目であると理解しているところであります。

これまでも、この枠組みの中で長くいろいろ取組が継続されてきて、実績が上げられてきているわけですが、そういう中で、この時点でどうすべきか、という考え方をまとめるのが、この分科会の役割ではないかと考えます。わざわざ繰り返して申し上げるまでもなかったことですが、そのように考えて、分科会長の役を務めさせていただきたいと思えます。

先ほど申し上げましたように、皆様からよい御意見が引き出せるように、お話しただけるように進行したいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。8回の分科会で分科会長代理を受けていただいてきました和田委員が、その後、委員を辞職されましたので、国土審議会令第2条第6項の規定に基づいて、分科会長代理を指名させていただきたいと思えます。

誠に恐縮ですが、第7回から長く継続して委員を務めてきていただいておられます石川委員に分科会長代理をお願いしたいと思えます。委員、よろしいでしょうか。

**【石川分科会長代理】** 石川です。よろしく願いいたします。

**【渡邊分科会長】** ありがとうございます。石川委員に分科会長代理をお願いしたいと思えます。そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

では、議事に入らせていただきます。

先ほどもお話がありましたが、本日は分科会として特殊土壌地帯対策の継続の是非などに関する意見を取りまとめるため、まずは、御用意いただいた次第に従いまして、特殊土壌地帯対策の概要等につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思えます。よろしく願いします。

**【富田地域振興課長】** それでは説明をさせていただきたいと思えます。農林水産省の地域振興課長の富田でございます。よろしく願いいたします。

今映っている資料1は、本分科会の委員の名簿でございますので、御参照いただければと思えます。

資料2に入らせていただきたいと思います。「特殊土壌地帯対策の概要」という資料でご

ございますけれども、まず1ページ目を御覧いただきまして、特殊土壌地帯の特性というものをまとめてございます。これは、略称で申しますと特土法に基づきまして、特殊土壌、これは特殊な火山噴出物、あるいは花崗岩風化土など、浸食を受けやすい土壌で覆われているということが基本になりますけれども、下表にございますように7種類の土壌が規定されているということです。

さらに、記載してありますように、台風の来襲頻度でありますとか、雨量が多いということ等から、災害が発生しやすく、農業生産にも不利な状況にあると、こういった地域を特殊土壌地帯として指定しているというところでございます。

表1には、この7種類の土壌についての性状・特性等を記しているところでございまして、それぞれの土壌の性状・特性、それから分布につきましても整理をさせていただいているというところでございます。

2ページ目にまいりまして、写真のほうで、その土壌についての紹介をさせていただいております。雨、台風等が強くなりますと、どうしても災害が起こりやすいという特性がある土壌ということでございます。

3ページ目を御覧いただきます。これは特殊土壌地帯の分布状況について整理をしているものでございます。特殊土壌地帯は、国土全体の15%を占めるということで、対象市町村も非常に多うございます。また、人口についても全国の10%ということで、こうした状況を踏まえまして、特殊土壌地帯としての位置付けというものが指定されているということで、全域の指定が、5県、一部指定がされているところが9県というような状況でございます。

5ページ目に移らせていただきます。特土法の詳細につきましては、同じ資料2の後のページ、8ページのほうにもつけさせていただいておりますけれども、特土法自体が、特殊土壌地帯が災害が多くて農業生産にも不利だということに対して支援をするというものでございまして、先ほどございましたとおり、昭和27年、議員立法で制定をされているというものでございまして、5年間の時限立法で、継続はされてきているというところで、現在、第14次の計画が立てられており、これが今年度いっぱい期限が来るというような状況でございます。

特土法の手続の中で、国土審議会から意見をいただくというものが、幾つか項目がございます。これは(3)に整理してございますけれども、1つ目が、特殊土壌地帯の指定ということで、新たな、例えば追加指定等がございましたときに御意見を聞くということ

す。もう1つが、先ほど言いました計画の策定でございまして、この計画の策定に当たりましても御意見を伺って、策定をさせていただくということでございます。

なお、本日は、これ以外で法第5条ということで、重要事項を調査・審議するということで、特にこの法の期限を迎えるに当たって、今後これを継続すべきかどうかというような案件を御審議いただくということでございます。

次に、6ページでございます。特殊土壌地帯の推進についてまとめさせていただいてございまして、今の推進状況ですけれども、下の表を御覧いただきますと、これまでの特土計画の実績額というものが整理をされているというところでございまして、実績額Bのところを見ていただきますと、第14次では7,000億円ほどの事業費という実績の状況がでございます。

続きまして、7ページに入らせていただきます。特土法に基づく優遇措置というものは一体何があるかということ整理させていただいているところでございます。これは、後進地域特例法という法律に基づきまして、国費の負担率を通常より引き上げるという仕組みになってございます。現在、鹿児島、愛媛、島根等の9県が、その財政力に応じまして、引上げないしかさ上げがなされているという状況でございますけれども、それが表4に、各県ごとのかさ上げ率というのを整理しているところでございまして、毎年、こういった率を計算して、毎年、財政力指数によってまた変わってまいります、引上げ率が算定されているということでございます。

8ページ目です。こちらは特土法の内容でございまして、詳細につきましては省略をさせていただきますけれども、真ん中下の第5条のところに、今回の重要事項の調査・審議をするという規定が位置づけられておりますので、御参照いただければと思います。

10ページ目でございますけれども、こちらが現在、第14次の事業計画ということで定められておりまして、この計画に基づきまして、特土法の事業が進められているという状況でございます。対象となる事業につきましては、先ほどの後進地域特例法でかさ上げになる事業でございますけれども、こちらにつきましては13ページのほうに別紙ということで取りまとめをさせていただいております、各省にまたがって、また、非常に幅の広い各省にまたがるという状況でございます。

さらに、14ページ以降、先ほどの補助率のかさ上げの対象になる事業の整理をさせていただいているものでございます。この見方でございますけれども、真ん中の欄にございます①の欄、特殊土壌地帯の対策事業計画がなくても負担の引上げの対象となっている、



これは先ほど言った後進地域特例法の中で指定されてかさ上げがなされている事業ということでございますけれども、三角がついておりますとおり、全ての事業が対象になっているというわけではなくて、事業がある程度限定されているという状況でございます。その分を、右側でございます②の欄でございますけれども、特殊土壌地帯対策の計画に位置付けることによって、そのほかの事業についてもかさ上げができる、要はかさ上げの対象範囲が広がるというような仕組みになっているということでございます。

資料2につきましては、以上で説明を終わらせていただきまして、続きまして、資料3を説明させていただきたいと思っております。

1ページ目を御覧いただきたいと思っております。特殊土壌地帯の現状ということで、こちらは先ほど資料2で御紹介してございますので、御参照していただければと思っております。

次に、2ページ目ですけれども、こちらからは気象情報について整理をさせていただいているものでございます。先ほど申しましたように、特殊土壌地帯の災害発生のしやすさの特徴として、雨量でありますとか、台風の来襲頻度というものが観点になっているというようなことも踏まえまして、参考に整理をさせていただいたものでございます。

2ページ目が年間降水量について示したものでございますけれども、直近10年間の平均値を色分けしてございます。特に、この赤い色が付いておりますように、九州の南部でございまして、高知県でございまして、特殊土壌地帯の指定地域も多く含まれているというような状況でございます。

次に、3ページ目を御覧いただきたいと思っております。このページは、台風の来襲頻度について、直近10年間で色分けでまとめてみたというものでございまして、濃い色、茶色のところは非常に来襲頻度が高いということになりますけれども、近年は、御記憶にございまして、関東地域での来襲も非常に多いということでございまして、特殊土壌地帯の指定地域がある九州ですとか、中国四国も引き続き非常に高いという状況であるということが御覧いただけるのではないかなと思っております。

次に、4ページ目でございます。こちらは、最近の気象状況の中で、特に集中豪雨がかなり増えているのではないかとということで整理をさせていただいたものでございます。緑色の左側のグラフにつきまして、上が、1時間降水量が50ミリ以上、非常に激しい雨の年間発生回数でございまして、赤い線でも傾向を示しておりますけれども、かなり増えてきているということで、つまり、短時間強雨が非常に増えているということが言える状況になっているということでございます。ちなみに、下が80ミリ以上の猛烈な雨の発生件

数でございますけれども、こちらはかなり増加傾向になるということでございます。

続きまして、5ページ目に入らせていただきます。ここからは、特殊土壌地帯の対策の実施状況についてでございます。左側のグラフを御覧いただきますと、先ほど資料2でも御紹介させていただきましたが、第14次の事業実績額が7,000億円ということでございます。これがピークから比べますと7割ほど減っているというようなことでございますけれども、ただ、理由としては、公共事業に対する予算の縮減傾向があるということ、それから、対策も非常に長くやってきている中で、大きな施設の新設整備等がかなり進んできているということで、近年はその維持補修でありますとか、ストックマネジメント的な事業が主流になってきているというようなこと、さらに、補助金の仕組みも、箇所別に補助するという制度もございますが、それが近年、まとめて交付するという交付金的な制度もできておまして、必ずしも全て補足できていない部分もあるのではないかと考えてございますが、その中での7,000億円というものは、非常にまだ多くの事業費がかかっているという状況だと思っております。

右側のグラフにつきましては、その事業別のシェアを示したものでございますけれども、一番右が第14次の内訳でございますけれども、災害防除対策が8割を占めるということでございます。この赤い線で分けさせていただきますけれども、その赤い線の下側が災害防除関係ということで、法律制定のときには9割ぐらいの災害防除対策ということでしたが、少し減ってはきたものの、近年は再び増加傾向に転じているということでございます。こちら先ほど御紹介した集中豪雨等の発生状況が増えているということが要因ではないかと考えてございます。残りの2割程度は、農地の改良等で生産性を上げるというように位置付けられた予算ということでございます。

6ページに移ります。こちらは第14次の特土計画における、特土事業の実施状況でございます。左側の円グラフが、その事業別のシェアを、割合を示したものでございます。中でも、砂防事業、河川改修事業の割合が非常に高いという状況でございます。さらに、その右側の表はこれを県別に実績として記したものでございます。14次で非常に突出しておりますのが広島県の事業実績でございます。次がシラス等の土壌。南九州の鹿児島、宮崎等の順番になってございますけれども、特にこの広島県は、砂防事業も多いのですが、これは平成26年8月の集中豪雨、それから平成30年7月の豪雨によって土砂災害等が発生しているわけですが、こちらが大きく影響していると考えているところでございます。また、農地改良対策の実施割合につきましては、鹿児島県、宮崎県が多

いというような状況でございます。

次、7ページに入らせていただきます。特土法による特別措置、先ほど資料2で御説明いたしました優遇措置の内容でございます。右側の上の棒グラフですけれども、こちら、先ほど御紹介した後進地域特例法によってかさ上げがなされている県別の金額でございます。これが負担額の軽減につながるというものでございます。第14次の計画期間において、鹿児島県が24億円、宮崎県は10億円等となっております。その合計が左側の円グラフでございます。合計で74億円、こちらが地域の負担を軽減ということにつながっているということでございます。さらに右下に、これとは別に地方交付税措置という支援もございまして、これは特に被害が甚大ということで、シラス対策について措置されているものでございまして、こちら1億5,000万円ほどの年間の負担軽減につながっているということでございます。

続きまして、8ページでございます。ここからは、事業の、特殊土壌地帯対策の効果について御紹介をさせていただいているものでございまして、こちらのページは治山事業によります効果でございます。熊本県の南部に位置する球磨村神瀬地区というところで、令和2年7月の豪雨で土石流が発生しましたが、その前に治山ダムを竣工していたということで、土砂・流木を捕捉して、下流の被災を防止したという事例でございます。

次に、9ページでございます。こちらは砂防事業による効果でございます。事前にお配りした資料では、写真が逆になっていて分かりにくい面があったので、画面に少し修正したものがありますので、御覧いただければと思いますけれども、こちらは広島県の安佐南区の相田七丁目でございますけれども、令和3年8月の前線で大雨がございまして、土石流が発生しました。ただし、既に砂防堰堤、それから、真ん中の写真にあります遊砂地ができていたということで、ここで土砂と流木を捕捉して、下流に人家がたくさんありますが、こちらの被害を未然に防止したという事例でございます。

10ページ目にまいります。こちらは、農地保全整備事業等による災害防止効果でございます。シラス土壌地帯である宮崎県串間市、それから鹿児島県鹿屋市で農地の浸食や崩壊等が発生しやすいという状況を踏まえて、畑作地帯において排水路網の整備等を行って、豪雨等による農地や耕作道の浸食防止を図っているという事例でございます。

次に、11ページでございます。こちら農地の面からでございますけれども、農業の生産力の強化ということで、例えば、国営の畑地かんがい事業等でダムや用水路等の整備が行われたということで、用水の安定供給が図られて、生産に適した生産基盤が整備され

たということで、各種作物の生産量の向上が図られたということを御紹介させていただいているということでございます。左側の表では、例えばゴボウの残存株数等がよくなっているという、増収の向上の効果が伺えているということでございまして、また、左下のグラフでは、かん水の効果の試験をやった結果、ブロッコリーやニンジン等の平均収量が伸びているというようなことを表しているというものでございます。

続きまして、12ページでございます。特殊土壌地帯対策の必要性について整理をさせていただいたものでございます。まず、水害の被害についてでございまして、左側の表は平成20年以降の我が国の主な水害被害の一覧表でございますけれども、死者・行方不明者が500人以上でありますとか、非常災害対策本部等が設置されたものの水害被害について整理をさせていただいたものでございます。色付けしたところが、この特土地帯に関わりがある災害ということでございます。必ずしも特殊土壌地帯が最も被害があったというものではありませんけれども、台風、あるいはその他の被害によって、特土地帯で影響が出たと、被害が出たというものを色付けさせていただいたというものでございます。そして、その右側のグラフは、これは県全域が特土地帯として指定されている5県につきまして、人口1人当たりの水害被害額というものを示したものでございます。全国平均を100とした場合に、かなりの部分で全国以上の水害被害額は発生しているということが伺えるというものでございます。

続きまして、13ページでございます。土砂災害、山地災害についてでございます。同じように全域指定5県の面積ですけれども、国土の10%に相当するという一方で、平成22年から令和元年の10年間の土砂災害の発生件数は全国の約20%を占めているという、非常に多い状況でございます。また、土砂災害警戒区域の指定状況等ですけれども、土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりの区域指定数及び山地災害危険地区数について、全国の15%以上と、高い状況となっているところでございます。また、右下の部分については、国土保全等のための人口1,000人当たりの投資額を比較したものでございますけれども、全国値を100としたときに、国土保全に関してどれぐらいの予算が投下されているかということで、全域指定5県において、全国値の約2倍という状況でございます。

次に、14ページ以降は、特土地帯の被害の事例を紹介させていただいているものでございます。まず、左側が、赤ホヤ地帯の高知県四万十市の状況でございます。右側が、花崗岩風化土地帯の鳥取県倉吉市の状況を紹介したものでございます。

続きまして、15ページでございます。こちらは、左側がシラス地帯の熊本県の相良村、

人吉市の状況、それから、右側が赤ホヤ地帯の愛媛県大洲市の状況でございます。

16ページでございますが、こちらは、左側が花崗岩風化土地帯の山口県岩国市、右側が富士マサ土地帯の静岡県の小山町の災害状況の事例でございます。

17ページに入らせていただきます。今申し上げましたような特殊な土壌のところでの対策工事がどういうものかということでございますけれども、災害防除でありますとか、農地改良対策など、周到な防災工事が必要ということで、事業費はやはり一般地帯に比べてかなり割高になっていくということでございます。下の左の図にございますように、法面工事1つ取りましても、単なるのり枠だけではなくて、鉄筋を入れたり、アンカーを打つというようなことが必要でございます。右の図にありますように、法面の排水の処理につきましても、浸食防止のための土留めをしたり、承水路の間隔を密にしたりといった対策が必要になっているということでございます。

こういった対策を講じた結果が、18ページ以降の事業実施状況ということでまとめてございますけれども、例えば、シラス地帯におきまして、左側が河川の災害復旧事業ということで、河川の護岸が崩壊したため、復旧を行って、河川の背後地の保全を図ったというものでございます。また、右側は道路の災害復旧で、土砂の流出防止等の法面復旧の対策をしっかり講じたというものでございます。

さらに、19ページに移りまして、左側が赤ホヤの地帯において災害防除事業を行った事例ですね。それから、花崗岩風化土地帯において、右側の写真ですけれども、災害関連の緊急治山事業等を実施いたしまして、それらによって、御覧のように斜面の安定、それから下流にある公共資産等の保全を図ったというものでございます。

20ページの左側の写真ですけれども、こちらは花崗岩風化土地帯で林道の災害復旧事業を行ったということでございます。また、右側は、ヨナ地帯において災害関連の緊急砂防事業により砂防堰堤を設置して土砂災害の防止を図ったというものでございます。

21ページを御覧ください。こちらは、特土地帯における農業生産の面からの整理をさせていただいたものでございます。左側には、各土壌につきまして、農業面からの特徴でありますとか、どういう被害が出るのかということも整理をさせていただいたというものでございます。そして、右側でございますけれども、この上のグラフが全域指定の5県における水稻の反当たりの収量、これを全国平均と比較したということで、全域指定の5県で比べますと、平均してやはり1割程度の収量が落ちるというような状況でございます。また、下のグラフは、小麦についても同じように比較をしてございまして、こちらも都府

県の平均に比べまして、かなりの減収になっているというような状況でございます。

続きまして、22ページでございます。対策期間中間段階において、報告の検討ということでございます。御紹介いたしましたような、特に近年、集中豪雨等の増加ということも踏まえまして、災害の状況、あるいは地域の状況等にも対応していく必要があるということで、第14次計画の中間段階において、これは必要に応じて、この分科会で中間報告をするということになってございまして、そのため、これは前回同様、右側でございますように、特土地帯における災害の要因となるこの3項目について、全域指定5県と全国の状況を比較・検討いたしまして、中間段階での報告の必要性を検討させていただきました。

その結果が23ページでございまして、若干、②の水害被害額で、お配りしている資料とデータの修正がございましたので、画面のほうを共有させていただきますので、御覧いただければと思います。この3つの項目について、前回の第13次計画と、今動いている第14次計画の平均で比較をいたしましたところ、全域指定の5県における動向というのは、全国の動向に比較して著しく異なるというものではなかったということで、中間報告につきましては見送らせていただきましたが、この場をお借りして改めて報告をさせていただきたいと思います。

資料の説明につきましては以上で終わらせていただきます。

**【渡邊分科会長】** どうもありがとうございました。

ただいま事務局から、特殊土地帯対策の概要、そしてその現状と課題を御説明いただきました。これから、委員の皆様から、今後の、これからのこの対策の在り方などについて御意見をいただいて、意見を取りまとめていきたいと思っております。それぞれ御専門の分野、あるいは御担当、あるいは御関係の地域の現在の状況、最近の知見なども踏まえて、自由に、先ほどお話ししました方向性を中心に御意見をいただきたいと思っております。あるいは、一部御質問もお持ちかと思っております。どうぞ自由に、どなたからでも、どこについてでも結構ですので、御発言いただきたいと思っております。

田村委員から伺います。田村委員、どうぞ御発言ください。

**【田村委員】** 田村でございます。私は災害防災が専門ですので、その観点から4点ほど、一般的にまず2点と、災害に特化して2点ということになります。

まず、今日のお話ではなかったように記憶しているのですが、この対策事業の進捗に関して、いったん対策すれば何十年ともつものなのか。

2点目は、対策の影響範囲として土地への人口、重要施設（平時の重要施設、災害の防

災拠点等)が幾つあるのか、脆弱性の高い方たちの施設が幾つあるかによって、やはり対策の重要度も変わってくるのではないかと。

3点目は、この特殊土壌地帯の対策の計画なのですが、これはソフト対策との併用ということがうたわれていると認識していますが、特殊土壌であるということ広報がどうなっているのか。災害面においては、ソフト対策はこれまでの計画でどんなふうに進んでいるのか。

4点目は、災害が想定されているところにどれだけ特殊土壌があるかという議論のほうよろしいのではないかと。土砂災害警戒区域はもちろんのこと、急傾斜地においても、災害想定の中の浸水想定、地震も起こりますと土砂崩れも起こります。災害想定の中にどれだけ特殊土壌の土地が含まれているかという議論も必要なのではないでしょうか。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。

それぞれについて御質問の部分もありましたけれども、後で事務局に必要な部分の答えをいただきますが、何名かの委員の方からお話を伺ってから議論したい、あるいは事務局に御回答いただこうと思います。

石川委員、手を挙げていただいていますね。石川委員、御発言ください。

【石川分科会長代理】 石川です。

私のほうから、今日は災害につきまして、私は砂防とか治山が専門なので、それにつきまして、災害の概要についてお話ししたので、先ほど田村委員からもお話ありましたように、被害のもう少し詳しいことですかね。特に私、人家とか人命とか田畑に被害があるというのは分かるのですが、最近の災害を見ていると、鉄道とか高速道路とか幹線道路に大きな被害があって、特に平成30年7月豪雨で西日本一帯で被害があったのですが、広島県とか、鉄道とかもかなり切れて、復旧するまでにかなり時間がかかっているということで、こういったライフラインですね。高速道路とか鉄道が切れますと、物資の輸送とかができなくて、社会にも大きな影響を与えて、それが長期間続くと、やはり経済的にもかなり影響を受けていくので、こういった面での評価といいますか、ライフラインとしての、それに対する被害の評価も必要かというふうに思っております。

以上です。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。

それでは、さらに委員の方から御意見いただこうと思いますが、いかがでしょうか。

中西委員、どうぞ御発言ください。

【中西特別委員】 まず私から、特土法の延長、そして特土関連事業の推進に御尽力いただいた皆様に心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。近年、災害が多発しております。鹿屋市を含むこの鹿児島県におきましても、毎年のように大きな災害が出ているわけでございまして、どうしてもこのシラス土壌を中心とする我々の地帯は、災害に非常に脆弱でございまして、毎年のように河川の決壊、農地の流出等々、大きな被害が発生している状況でございます。そういう意味からいたしまして、この特殊土壌というのは、1つには災害に脆弱であるということ、それから、このシラス土壌地帯におきましては、農地の生産性が非常に低いということでございます。そういう意味で、本地域におきましては、国有の畑かん事業等も取り組んでいただいているわけですが、生産性が低いということ、それから、こういうところは基本的に農業地帯が多いわけですが、その裏返しで言いますと、市町村の財政力も非常に低い、厳しい状況であるということでございます。

こういうことからいたしまして、どうしてもこの特殊土壌地帯への事業効果は相当あるわけございまして、どうしてもこの事業は今後も延長していく必要があると思っております。本市におきましても、今後ともこのシラス対策事業等を含めまして、事業計画もあるわけでございますので、引き続き事業の継続についてお力添えいただきたいというふうに思っております。

【渡邊分科会長】 どうもありがとうございました。現地の実地の状況を踏まえて、基本なお考えをお示しいただいたと思います。ありがとうございました。

それでは、さらにどなたかから伺いましょう。

平舘委員、どうぞ御発言ください。

【平舘特別委員】 九州大学の平舘です。専門は土壌にしておりますので、土壌のほうの観点から少しコメントさせていただきたいと思っております。

今回御説明いただきました特殊土壌地帯における災害の頻度、御報告いただきましたけれども、近年の気象状況などを考えると、やはりこの取組は引き続き続けるべきではないかなというふうに私は思いました。

気になることといえば、特殊土壌地帯というのは、何も西日本だけではなくて、気象条件さえ変われば、例えば東北でも北海道でも火砕流地帯というのはありますので、気象状況、この感じでいくと、もしかすると、似たような災害がそういうところでも起こり得るのかなと思いました。



現状では、この特殊土壌地帯の枠組み、指定地域を変える必要はないと思いますけれども、今後のことを考えますと、どういう原因があつて、こういう災害が起こったのか、それをきちんと取りまとめて、他のケースを見込んだアラートとして使えるように報告書をまとめるとともに、広報するというのもとても必要ではないかなと思ひました。

あるいは、積極的にそういった原因と対策を取りまとめる事業を起こす、あるいは、新規プロジェクトとして組んで、成果を広く国内に発信するということが必要ではないかなと思ひます。特に、予算が削減されつつあるという話がありましたけれども、その予算を有効に使うためには、やはり意識を上げる、単にインフラを強化するというのではなくて、地域で取り組めるような形で誘導してあげるのがいいのではないかなと思ひました。

例えば、私は九大に来て、初めて真砂土地帯の土を掘ってみてよく分かつたのですけれども、真砂土はすごく脆弱で、こんなに柔らかい土の上に、山が、こんな急峻な地形が維持されているのだなと、すごく衝撃を受けました。その斜面を維持しているのは、やはり植生なのですね。植生の根が固く張っているので、その急峻な地形を維持できているところ、そういうところに例えば孟宗竹が入ってきてしまつて、元の植生を衰退させてしまう。孟宗竹は一斉に地面を覆つてしまつて、また一斉に枯れてしまひますので、そうすると、根の緊縛力がなくなつて、災害が起こりやすくなる。そういうふうなことが一般的に言えて、そういうところで災害が起こりやすいよということがもし分かりましたら、例えば地域の住民の方々、孟宗竹が入らないように取組をすつとか、そういうことで防ぐことができるわけです。

こういう特殊土壌地帯も、国土面積の10%、あるいは、潜在的なこういう地帯というのはもっと広いわけですので、こういう事業を続けていつても限界があるわけですね。予算も限られているわけですので、地域で取り組む、それが国土強靱化に僕はつながるのではないかなと考へておりますので、そういう、地域の中で皆で意識を上げつつ、災害を防止していく、そういう取組があつたらもっといいのではないかなというふうに思ひました。

私のほうからは以上です。

**【渡邊分科会長】** どうもありがとうございました。基本的なメカニズムの分析をさらに詰めるというような準備と、これからの取組についての御提案もあつたと思うのですが、最後の地域への取組は、先ほど田村委員が3点目でお話しになつたことも関わつてくるかと思ひます。

宮本委員、手を挙げていらつしゃいますが、大体半数の委員から御意見をいただいたの

で、事務局にレスポンスをいただこうと思います。宮本委員、今までのところと関わることであったら御発言いただきますが、ちょっとお待ちいただいてもよろしいでしょうか。

【宮本特別委員】 大丈夫です。

【渡邊分科会長】 そうしましたら、今までのところで、委員の皆様同士で何か御意見あったら伺いたいと思いますし、田村委員の御発言の中でも質問が幾つかありましたので、まず事務局から御回答いただけることがありましたら、お話しいただきます。

【富田地域振興課長】 意見いただきましてありがとうございます。

まず、全体に対されるような進捗状況ということでございますけれども、今回お示ししている資料も含めてなのでございますけれども、全体の、どれぐらいボリュームがあって、どれぐらい進捗しているかというような補足がなかなか難しいというような、定量的に難しいということもあって、今現在、そういうことは行ってはいないのですが、ただ、ではどれぐらいやったら終わりかということに関しましては、非常に難しい問題があって、やはり、土壌地帯が非常に脆弱性があるということであれば、施設ももちろん通常の耐用年数というのはございますけれども、例えば水路でありますとか、そういったものも詰まりやすかったりといった状況もあろうかと思えますし、ある程度の降雨強度等を想定した中で、排水路だとかも整備しますけれども、それ以上の豪雨があったときは特殊土壌地帯への影響もあって、それで崩れてしまったりとかというようなことも起きようかと思えますので、先ほど7,000億円という数字を御紹介しましたけれども、一定程度のボリュームがあるということは、やはり引き続きしっかりやっていく必要があるとは感じているところでございます。

それから、影響の範囲ということで、先ほど、重要施設等、対策の重要度、さらにライフラインとしての被害というようなお話もございましたけれども、今回御紹介している事例の中にも、先ほど申しましたように、例えば、法面保護をしたことで下の公共物が保全されている事例とか、先ほどの広島県の事例でもございましたように、砂防堰堤と遊砂地があったことで、流木被害が未然に防げたという非常に大きな効果も出ているということでございまして、そういった視点も、今後しっかり踏まえて資料をまとめていく必要があると思っております。

それから、ソフト対策ということで、広報であるとか、認識を広げるということが必要であると、これはもう本当におっしゃるとおりだなと思えます。特土法の改正は、5年に1回ということで、我々も5年に一度、こういった分科会で御紹介をさせていただいて進

めているわけなのですけれども、この法律の対象となっている地域の皆さんにも、単に雨が降るから危ないのだという、全国的な平均的な認識だけではなくて、やはり、その地域が特殊土壌地帯にあるという認識やこの法律の効果として負担軽減も図られるし、災害の未然防止にも役に立っているということを、地域の皆さんとやはり一緒になって発信していく必要があると思いますので、ぜひそこは、各計画地域から、またしっかり声を上げていただければ、またこの特土法の継続にもつながっていくと思いますので、また手を携えて一緒にやっていきたいなと思ってございます。

また、ハザードマップとか、そういったソフト対策についても、ため池のハザードマップなども各地で今、作っていただいているのですが、そういった中でも、少しでも対象地帯のところが特殊土壌にありますとか、そういった発信をしていただければ、より国民、市民に伝わっていくのではないかと考えておりますので、またその辺はしっかり関係の地域の皆さんとも意見を共有していきたいというふうに思います。

全てに答えられているかどうか分からないのですけれども、ひとまず私のほうからの回答でございます。

【渡邊分科会長】 御説明ありがとうございました。

【草野砂防計画課長】 少しよろしいですか。

【渡邊分科会長】 どうぞ。

【草野砂防計画課長】 国土交通省の砂防計画課の課長の草野と申しますけれども、砂防関係とか、急傾斜の関係だけですけれども、少し補足をさせていただければと思います。

田村委員さんからの、最初の事業の、一度造ったら効果がなくなってしまうのかというような御質問があったと思うのですけれども、砂防堰堤等を造って、先ほどの効果の写真にもありましたけれども、どうしても流木がたまれば、それは撤去したり、除石したりする、維持管理的なことは要るのですけれども、一度造った砂防堰堤は、当然、すぐ壊れたりするわけではないので、インフラとしては蓄積していくものだと考えております。

それから、2つ目の影響範囲、要配慮者施設等がどういうふうに把握されているのかというお話があったかと思うのですけれども、土砂災害警戒区域の中にある要配慮者施設とか、学校とか、老人ホームであるとか、そういうのは分かっていますので、国土交通省から各都道府県さんに交付金という形、あるいは、使途が決まっている補助金ということで、補助のお金をお配りしているわけですけれども、そのときに、そういう要配慮者施設があるようなところは、各都道府県さんに優先度を高めて整備するよというところでお願い

はしているところです。

それから、石川委員から、鉄道やライフラインの整備の話があったと思うのですが、最近、交付金事業というのは各都道府県さんの自由な配分というのがあるのですが、最近、道路局さんとも話をして、大事なインフラは補助金という使途が決まったものである程度予算を確保して、集中的に整備しようということで、ライフライン、我々は今、命と暮らしの暮らしと呼んでいますけれども、暮らしのほうを守るための補助金というのを去年からつくって、少し集中的にお金を回していけるような体制をつくっているところです。

以上です。

**【渡邊分科会長】** ありがとうございます。事務局から御説明いただきましたが、それを踏まえて、田村委員、改めて御意見があったら伺いたいと思いますが、いかがですか。

**【田村委員】** 特殊土壌として、砂防堰堤等の基盤的なインフラ整備の部分と、特殊土壌の対策の部分の進捗がどうなのか。説明資料として、それらがどういった配分で行われているのかというのを明らかにする必要があるのではないかと。

**【渡邊分科会長】** ありがとうございます。

委員のご意見はやはり相互に密接に関わっていると思います。私の理解を話させていただきますと、状況が法律の制定時に比べて、農村部を中心に、特土地帯の土地利用も大分変わってきていて、混住化も進んでいるということで、具体的に被害の形も違ってきているでしょうし、関係の方も変わってきていると思います。だとすれば、周知の仕方も変わってきているはずでその状況での対応がこれからの計画や事業の展開には必要だということ、皆さん共通してお話しになったと私は理解したところです。

それから、田村委員が4点目でおっしゃった点ですが、基本的にはこの法律で言うと、地域は指定されているので、簡単に言うと土壌は動かないという前提ですが、将来の気候変動の可能性についてどう関わってくるかについては、詳細な関わり方というか、被り方が変わってきて、これからはそれがかなり見通せるようになるのだらうと思うので、その辺のことをきちんと把握していくことが重要であるということをおっしゃったと理解したのですが、田村委員、それでよろしいでしょうか。

**【田村委員】** ありがとうございます。

防災の観点からは、この特殊土壌対策はすごく必要だと思っていますが、「この対策が必要です」と言うときには、起こった災害と比較することもなのですが、ぜひ災害の事前想定と絡めて議論することで、事前対策には結びつくといった視点を 持っていただければ

と考えます。

【渡邊分科会長】      ありがとうございます。

それから、これも多くの委員が触れられましたし、平舘委員も強調されましたけれども、いきなり指名して申し訳ないのですが、中西委員に伺いたいと思うことがあります。鹿屋市では、特殊土壌に対する特別な対応がなされているということは、どのように農家の方や皆さんは理解されているのでしょうか。もし御理解が何かあったら、ちょっと簡単に御説明いただけたらと思うのですが。

【中西特別委員】      鹿屋市の全地域がほとんどはシラス土壌でございまして、その中で、どうしても保水力というか水が足りないというのがこれまでの歴史でございます。そういうことで、国営の第1号、そして現在ダムを造って常に注水している、いろいろな、大隅半島全体が畑かん事業をやっております。そういう意味でも、地域の皆さん、この農業において水をどうにか確保しようということで、国を含めまして畑かん事業に努力をしてきた、そういう地域でございます。ということで、地域の皆さん、このシラス台地を大きく生産性を飛躍的に向上させるこの畑かん事業について理解があらうかと思っております。

もう1つは、先ほどありました、どうしてもシラス土壌ということで災害も多いわけでございます。鹿屋市、至るところに土砂災害警戒区域、特別警戒区域が指定されておまして、こういう災害に弱い地域におきましては、当然、自主防災組織なり、防災訓練を実施しまして、危険な地域だということを事前に啓発・普及しながら、そういう意味での未然防止にも努めていただいておりますので、近くに桜島があるということで、どうしても火山灰、シラス土壌、脆弱な土地ということについては、多くの市民の方が御認識し、それに対応しているというふうに思っております。

【渡邊分科会長】      ありがとうございました。突然指名して失礼しましたが、現地の状況をよく理解することができたように思います。ありがとうございました。

それでは、また委員の方から伺っていきたいと思いますが、宮本委員、お待たせしました。どうぞ御発言ください。

【宮本特別委員】      ありがとうございます。

今までの委員の先生方のお話と若干関連してくるかもしれませんが、今回、現状と課題の整理ということで、私も大変勉強になったのですけれども、これから起こるかもしれないことというのを検討していく、いろいろ想定をつくって、先を見て、どういう方向に持っていきたいのかというようなことも今後検討いただいたほうがいいのかなというふうに

思います。例えば、ロードマップ的なことを作成することができれば、対策や何かも早め早めに立てることができるのではないかというふうに思います。

私は植物学専門なのですが、野生植物を研究するために、あちこち山岳地などを歩いておりますので、ちょっと広く自然環境に関することからコメントを3つだけさせていただきます。

1つは、主に南九州地域で、最近、植林地の伐採が進んでいる場所があります。これは、植林してから年数がたって、ちょうど伐採期を迎えているということと、あとは、材木の価格が若干上がってきているということがあると思うのですが、それで裸地が増えている。逆に、人手がなくて管理不足で、それが雑木林のようになってしまって、流木を発生させる原因になっているのではないかというような指摘もあります。

もう1つは、これまでのようにスギ・ヒノキではなくて、広葉樹を中心とした自然林に転換していくというようなことを林野庁さんとかがなさっていることもありまして、その辺りの植生の変化と災害との関連性というのが、今後どのようにしていくのかというのが気になっています。

もう1つは、河川改修に関してなのですが、例えば、物すごく具体的な例で言うと、ウナギが今、絶滅危惧になりつつあるところなのですが、ウナギというのは川を下っていかないと太平洋沖で産卵できないのですが、そのために、ウナギが川を下れるように、例えば、河川の状況の自然度を上げるということがいいのではないかみたいな話が一方である。片方では、やはり護岸をびしっと改修工事をして、護岸から、河床から整備していかなければいけないというような観点もあるという、そのバランスを今後どのように考えていくのかということは、やはり検討いただいたほうがいいかなと思います。

3つ目ですが、先ほど石川委員や平舘委員からもお話があったのですが、温暖化で気象がどのようにしていくかということで、注目されるのは豪雨災害、大雨のほうなのですが、逆に、今後さらに、もうちょっと長期的に見ていくと、少雨傾向で干ばつになる地域というのも出てくる可能性があると思います。特殊土壌の場合、私はあまり詳しくないのですが、水をうんと含んだときに、確かに土砂崩れが起こると思うのですが、すごく乾燥したときも、ざらざら、ざらざら崩れるというような場面を見ることがありますので、乾燥が非常に進むということも片方では想定して、そのときにどういう現象が起きるのかというようなことも、専門家の方々と御検討いただけたらというふうに思います。

以上です。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。具体的な御提案をいただきました。後でまた事務局に御対応いただくところもあろうかと思えます。作野委員、どうぞ御発言ください。

【作野特別委員】 島根大学の作野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず、このたびの特殊土壌の法律に基づく手配につきましては、基本的に賛成するところです。各委員の先生方と重複がない点で幾つか発言させていただきたいと思えます。

まず、先ほど座長もおっしゃったように、この法律が定められた時期と、今の社会環境、あるいは自然環境は異なっていると、そういう点では、この特殊土壌地帯の対策の枠組みそのものもいろいろと考えていけないのではないかなというふうに感じました。もちろん土壌も大事ですが、私たちの分野では、地形的なこととか、それから、各委員おっしゃるようにソフト面での対応というのがありますので、そういうそもそもの枠組み自体を、法律に基づくかもしれませんし、あるいは審議の在り方そのものもちょっと考えられたほうがいいのかというのが1点でございます。

この特殊土壌で言えば、私は中国地方出身ですので、真砂土地帯なのですけれども、住民は真砂土であることは意識していますが、それが危険性があるというのは、意識はかなり薄いのかなというふうに思っております。5年前、委員にならせていただいた後に、広島で台風の大雨の被害がありました。私ごとで恐縮ですが、妻の実家の辺りもやられましたし、妻の母親の実家などはもろに被害を受けた。まさにこちらの議論されている内容のとおりのが実際に起こっている。そういう観点では、こちらの今日の議論というのは非常に大事なかなというふうに思っております。

大きく2点目としては、私は土地とか生物を相手にしているのではなくて、人を対象とした教育・研究をやっているわけなのですけれども、先ほど来、先生方からのお話もありましたように、被害というのは自然的な被害もありますが、人に対する被害というのは非常に甚大であるからこれが重要であるというふうに考えます。そういう意味では、その特殊土壌地帯のエリアをどうマネジメントするのかという、そういう観点が重要かと思えます。これは、土壌のことだけではなくて、例えば、農水さんいらっしゃいますが、農地のこととか、それから、国土交通省でも国土管理構想、市町村管理構想、地域管理構想ですね。こういったものを検討されていらっしゃいますので、そういうもの等含めて、エリアマネジメントをしていく必要があるというふうに考えるところです。

いずれにしても、この特殊土壌地帯を考える上では、人の絡みを考えていかざるを得ま

せん。広島市では、都市計画でかなり、どこで災害が起こってもいいぐらいに人がたくさん住んでいますので、そういうところに今後家屋が建たないような都市計画による規制と誘導をされていますので、そういったことも含めて御検討いただければ、非常にいいものになるかなと考えております。

私からは以上です。

**【渡邊分科会長】** どうもありがとうございました。広い視野、それから基本的な枠組みについて、御意見、御提案いただきました。ありがとうございました。

それでは、弓削委員、お待たせしました。どうぞ御発言ください。

**【弓削特別委員】** 佐賀大の弓削です。いろいろ御説明ありがとうございました。

私は、農業水利や農村環境を専門としておりまして、その立場から、九州農政局の国営事業や補助事業の評価の委員も務めさせていただいております。その経験上、幾つかコメントさせていただきたいと思います。

そうした様々な事業地区を拝見させていただきますと、御説明の中にもあったと思うのですけれども、特殊土壌地帯は工事にどうしてもコストがかかるということを感じております。事業の中でコストを縮減するということは、もちろん大事だとは思いますが、災害が起こりやすい特殊土壌地帯では、安全で品質の高い施工をするということも非常に大事になってくると感じています。

それから、特に流出しやすい特殊土壌地帯などでは、環境に配慮して事業を行うということを考えますと、どうしてもコストはかかってくると思いますので、御説明の中にもありました優遇措置というものは、今後も続けていくことが必要なのではないかと思っております。

その一方で、工事費がどうしても割高になってしまいますので、事業の便益に対してコストが高くなる傾向にあるということを感じております。そのために、事業のコストパフォーマンスとしては劣ってしまっているように見えることもあって、大事な事業なのに残念だと思ふこともこれまでにありましたので、特殊土壌地帯の事業の効果というものを、もっと適正に見積もる工夫というのも必要ではないかということも、日々感じています。もしかしたら私が理解できていないだけかもしれないので、その場合は御指摘いただきたいのですが、事業の効果を見積もる際には、特殊土壌地帯であってもなくても横並びになっているように思うのですが、特に災害が発生しやすい特殊土壌地帯でいろいろな土地改良事業を行うことの意義について、もっと評価してもいいのではないかなということを感じています。



例えば、御説明の資料の中で、かんがい排水事業の御紹介があったのですが、こうした事業によって、もちろん作物生産性の向上というのはあると思うのですが、こうした事業によって耕作放棄地が減って、下流への急激な流出を防いだりという、防災的な効果も付随して生じると思います。もちろん、特殊土壌地帯でなくても、そういう効果はあると思うのですが、特殊土壌地帯では特にその意義が大きいと思います。

先ほど中西委員のほうから、地元の方たちがこうした事業を非常に重要視しているということは伺いましたのですが、事業対象地域だけではなくて、もっと国民に幅広く、こうした事業が大事で、コストをかける意義があるということを提示するような取組が今後は必要になってくるということを感じております。

こちらコメントになります。以上です。

**【渡邊分科会長】** ありがとうございます。弓削委員、先ほど宮本委員がコメントされ、それから一部は御質問でしたけれども、シラスを中心に特殊土壌の保水性について、これは弓削委員の御専門かと思うのですが、その辺、何かお話をいただけることがあったらお話しいただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

**【弓削特別委員】** そうですね。火山灰土壌というのは水持ちが非常にいいのですが、逆に流出もしやすいなということを日々感じていて、ちょっと雨が降ったらすぐ道路に流れていってしまったりとか、そういう現場もいろいろ拝見しておりますので、本当に地元の農家さんは御苦労が多いのかなということを感じています。

**【渡邊分科会長】** ありがとうございます。

少し広く、また今後の長期的な考え方などもありましたけれども、現時点で、委員の御指摘について、事務局でお話いただくことがあれば伺いたいと思います。事務局、よろしく願いいたします。

**【富田地域振興課長】** 非常に幅の広い視点で御意見をいただきまして、ありがとうございます。

宮本委員から、自然環境の観点から様々な意見をいただきました。

作野委員からは、エリアのマネジメントということで、国土管理構想であるとか、我々も今、農地保全ということで、特に中山間地域等の農地保全をどのようにしていくかというのは喫緊の課題だと思っておりますので、そういったものをどう進めるかということも、農村政策の中でもしっかり検討していかなければいけないと思ってございます。

弓削委員からは、環境配慮に関してのコメントもございました。もちろん、先ほども宮

本委員からありましたように、護岸の整備をするときに自然環境に配慮するとなると、コストがかかる、その一方で、コストベネフィットをどう考えるかというのは非常に、これは永遠のテーマだというふうに考えてございまして、それは各公共事業等の仕組みの中でも、費用対効果を図ることによって、そこはバランスを取っていく必要があるというのが現状かと思えますけれども、今後、先ほど弓削委員が最後におっしゃっていただきました、事業効果をどういうふうに見積もるのかということも、今、土地改良の効果の中でも、非常に防災効果というのは結構幅広く見られるようにはなってはきているのですが、その中でも、そういう土壤に配慮したことが検討できるのかというのは、また今後議論の余地があるのかなと思いました。いずれにしましても、関係機関も含めて検討してまいりたいと思えますし、また、個別にお話も聞かせていただければありがたいと思えます。

【渡邊分科会長】      ありがとうございました。

委員からは、非常に長期的で基本的な枠組みの議論の必要性もお話しいただいたのですが、今日この場でそれを詰めることはできないと思えます。それはきちんと記録して検討を続けていくようにしたいと思います。

私の理解を少し申し上げますと、宮本委員が2点目でおっしゃった河川改修そのものは、多分ここで対象とすることではないかもしれませんが、この対象とする地域での、関連する事業との連携という視点から言うと、作野委員が2点目でおっしゃったこととも関わり、地域の全体のデザイン、あるいは関連する事業との連携性を注意して事業を計画し、実施すべきだということを主張されたと理解するところです。事務局、今の私の理解でよろしいでしょうか。

【富田地域振興課長】      はい。

【渡邊分科会長】      私見を交えてまとめさせていただきました。

進行が悪くて大分時間が経ってしまいました。大体、皆さんから意見を伺ったところで、そろそろまとめたいと思うのですが、この時点でさらに御発言いただきたいことがあったら、挙手していただけたらと思えます。

中西委員、どうぞ。

【中西特別委員】      すみません。小さなことで申し訳ないのですが、今回の特土の延長見直しに当たりまして、市町村として御要望を1点だけ申し上げたいのですが、今、国営で畑かん事業をやっております。この大隅半島は国営の第1号から様々な肩書きでやっているのですが、1つ課題がございまして、今、老朽化しておりまして、

国営でストックマネジメントの事業等、展開をしていただいております。しかしながら、ダム本体工事については、現在、補助率のかさ上げ等があるわけですが、このストックマネジメントの国営事業についても、ぜひかさ上げをしていただきたいと思います。大隅半島には国営事業が6地区ございまして、今後、それぞれストックマネジメントの事業が継続的に実施していかなければならない事業ですので、大きな地元負担につながることも想定されますので、ぜひ国営によるストックマネジメントの補助率のかさ上げについて今回、検討していただければ、大変ありがたいなと思っております。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。現地の状況に基づいた御要望ということで、この場で議論することではないかもしれませんが、要望をきちんと伺ったということとして、この場では取り扱わせていただきます。ありがとうございます。

全体を私がまとめる必要はないかもしれませんが、委員の皆様のお話を伺いますと、基本的にこれまでとほぼ同様の対策をするということに御異議はないが、ただし、必要性とか効果についての資料、あるいは材料をさらにきちんと詰めていくべきだということと思います。それから、事業を進めるに当たっては、地元の周知とか広報も含めて、さらに関連事業との計画、事業効果の評価も含めて、注意すべきことはさらに検討すべきだということと理解します。皆さんの御意見をまとめるとそういうことになろうかと思いますが、今の私の意見に、まとめに御意見をいただくことは、ここではさせていただきますが、それらを踏まえて分科会としての意見を申し入れたい、あるいはまとめさせていただきたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

進め方がそれでよければ、事務局で私どもの意見の案を御準備いただいておりますので、お示しいただきたいと思っております。

それでは、事務局から、この案と、その後の手続について御説明をお願いいたします。

【富田地域振興課長】 それでは、農水省の富田でございますが、私のほうから御説明させていただきますと思います。

ただいま御意見を頂戴いたしました件、それから、台風の襲来や降水量の状況、さらには近年の短時間強雨の発生頻度の増加、それらに基づく災害が頻発している状況等を踏まえますと、特殊土壌地帯における対策につきましては、引き続き重要な役割を担うと認識をしております。そういった観点から、ここに映し出しておりますような意見書案として、特殊土壌地帯対策を引き続き強力に推進するということを整理させていただいております。

その理由といたしましては、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく特殊土壌地帯対策は、特殊土壌地帯の災害防除と農業生産力の向上に大きな役割を果たしてきたが、台風の襲来や、近年の短時間強雨の発生頻度等が増加する中、依然として、指定地域において、大きな被害が発生していること等から、今後とも同法に基づく特殊土壌地帯対策を引き続き強力に推進することが必要であるというような意見書の案を御提示させていただきたいと思ます。

私からは以上でございます。

【渡邊分科会長】 事務局に案を提示いただきましたが、これについて、委員の皆様から御意見いただきたいと思ますが、田村委員、どうぞ御発言ください。

【田村委員】

内容は賛成でございますが、災害防除というのは、何か法律用語なのでしょうか。

【渡邊分科会長】 ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。

事務局、今の言葉、用語については、何かここでお話しいただくことはありますか。

【富田地域振興課長】 特土法の第3条の中に規定がございます。目的を達成するために必要な特土地帯における災害防除及び農地改良に関する計画を定めると、災害防除という言葉が法律上の規定のほうにございますので、そちらを引用させていただいているということでございます。

【田村委員】 理解いたしました。結構でございます。

【渡邊分科会長】 ほか、いかがでしょうか。

特に御異論ないようでしたら、これをこの分科会の意見とさせていただくということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

今後の手続についても、事務局、御説明いただけますか。

【呉地方振興課長】 国土交通省の呉でございます。

国土審議会としまして、関係する大臣に意見を申し出るための今後の手続につきまして、御説明をさせていただきます。

本日、議決をいただいた場合には、分科会の議決ということになります。この分科会の議決につきましては、国土審議会運営規則第7条第2項で、分科会の議決は国土審議会会長の同意を得て審議会の議決とする旨の規定となっております。したがって、本日の

分科会の後に、分科会長名で会長宛て御報告を兼ね同意をいただくという手続を進めまして、さらにその後、国土審議会会長名で関係する大臣へ意見を申し出る、このような手続になります。

以上でございます。

**【渡邊分科会長】** ありがとうございます。

今、御説明いただいた手続がこれから取られるということでございます。御確認いただけたと思います。

それでは、この議事の、分科会としての意見のまとめのところは、ここまでとさせていただきます。

次はその他としているのですが、事務局で特に御用意いただいていることはないですね。委員の皆様から、この際ここで発言しておきたいということがあったら伺いますが、よろしいでしょうか。

もしなければ、予定の時間を少し過ぎたのかもしれませんが、審議はここまでとしたいと思います。ここで、進行は事務局にお返しします。よろしくお願いいたします。

**【呉地方振興課長】** 渡邊分科会長、どうもありがとうございました。事務局でございます。若干、連絡事項を申し上げます。

本日の議事の概要につきましては、速やかに公表させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、議事録につきましては、後日、各委員に御確認をお願いした上で公表させていただきますので、御協力よろしくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

それでは、吉田国土交通大臣官房審議官から、最後、御挨拶をさせていただきます。

**【吉田大臣官房審議官】** 国土交通省の吉田です。

今日は御多忙中、御審議いただきましてありがとうございます。

特殊土地地帯対策を引き続き強力で推進するという御意見を賜ったということで、先ほど説明があったように、担当の3大臣の意見の申出手続を進めさせていただきます。

関係省庁あるいは関係自治体との密接な連携も当然必要ですから、今回のいろいろコメント、御質問いただきました審議、御意見をしっかりと受け止めながら、今後の取組を進めていきたいと思っております。今後とも、皆様方には御指導、御鞭撻を賜りますよう、お願いいたします。

お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

【呉地方振興課長】      ありがとうございました。

以上をもちまして、国土審議会第9回特殊土壌地帯対策分科会を閉会させていただきます。御協力、大変ありがとうございました。

【渡邊分科会長】      どうもありがとうございました。

— 了 —